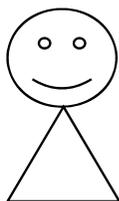


参議院比例代表選挙では**特定枠制度**が導入されています。

特定枠を設けない場合



候補者個人または
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）
（当選人の枠を2人と仮定した場合）

- A さん：50票
- B さん：30票
- C さん：20票
- D さん：10票

- 候補者の中から誰が当選するかは、候補者個人の得票の多さで決まります。
⇒〇〇党の当選人は、AさんとBさんです。
- 政党等は、当選の順番を決めることはできません。

特定枠を設けた場合



候補者個人または
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）
（当選人の枠を2人と仮定した場合）

- A さん：50票
- B さん：30票
- C さん：20票

優先的に当選させる人（特定枠）

- D さん：10票

- 政党等は、候補者の中から優先的に当選させる人を決めることができます。（Dさん）

- 当選の順番は、
①優先的に当選させる人として名簿に記載された人
②その他の名簿登載者の中から票が多い人
となります。
⇒〇〇党の当選人は、DさんとAさんです。

〇〇党の投票として
カウントされます。